

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 現物支給のボーナス

Q : 当社では、経営不振が続いているため、今年の夏のボーナスは自社製品の現物支給となりました。

ところで、現物支給の場合、支給金額はどのように評価するのでしょうか。

A : 通常の販売価額で評価することになります。

【解説】

サラリーマンにとって、この時期のボーナスは待ち遠しいものですが、このところの景気低迷で会社の業績も不振となれば、ボーナスをカットする企業もあれば、現物支給となる企業もあるようです。

ところで、ボーナスが現物支給された場合、税務上問題になるのが、支給金額をいくらにするのかという点です。現物給与だろうと給与所得なので課税されるためです。

現物給与の価額の評価は、その物が通常他に販売するものである場合には、その支給時における通常販売価額によります。したがって、製造業なら製造業者としての販売価額により、卸売業であれば卸売価額、小売業であれば小売価額により評価することになります。

また、会社で改めて買った物を現物支給するケースでは、通常販売価額により評価することになります。

